

第四十二号様式（第八条の二関係）（A4）

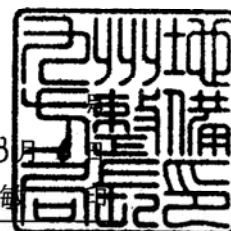
建築基準法第 18 条第 2 項の規定による
計画通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第
平成 3 / 年 3 月

通知者官職 国土交通省九州地方整備局長 伊勢田 毎



設計者氏名 株



※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 第 2 面から第 6 面までとして別記第 2 号様式の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第 2 号様式の（注意）に準じて記入してください。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のカタカナ】 コト コウツシヨウキョウシユウホクセ化'キョウチヨウ イセ' サシ
【ロ. 氏名】 国土交通省九州地方整備局長 伊勢田 敏
【ハ. 郵便番号】 812-0013
【ニ. 住所】 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
【ホ. 電話番号】 092-471-6331

【2. 代理者】

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事

【ニ. 郵便番号
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号

【3. 設計者】

(代表となる設計者)
【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事

【ニ. 郵便番号
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号
【ト. 作成又は

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事

【ニ. 郵便番号
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号
【ト. 作成又は

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事

【ニ. 郵便番号
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号
【ト. 作成又は

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

■建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ハ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】 未定

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 未定

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 (公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター)

未申請 ()

申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 (鹿児島市)

未提出 ()

提出不要 ()

【9. 備考】 鹿児島船艇用品庫 (2019) 建築工事

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目 1-11、1-19、1-21、1-24

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)

□準都市計画区域内 ■都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法22条地域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 17.5 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 13.4 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (80,505.02㎡) (22,064.78㎡) () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) (指定なし) () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(200%) (指定なし) () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(60%) (指定なし) () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 102,569.80㎡

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08520) 倉庫業を営まない倉庫

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (1,010.09㎡) () (1,010.09㎡)

【ロ. 建蔽率】 0.99 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (1,635.51㎡) () (1,635.51㎡)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
 () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
 () () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
 () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 (48.42m²) () (48.42m²)

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】
 (12.12m²) () (12.12m²)

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ス. 宅配ボックスの設置部分】
 () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【エ. 老人ホーム等の部分】
 () () ()

【ワ. 延べ面積】 1,574.97m²

【カ. 容積率】 1.54%

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (10.58m) ()

【ロ. 階数】 地上 (2) ()
 地下 () ()

【ハ. 構造】 RC 一部 S 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

公署防止条例 31-5
 浄化槽事前協議 430501293

【15. 工事着手予定年月日】 2019年 8月 1日

【16. 工事完了予定年月日】 2020年 7月 31日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

浄化槽設置に関する事前協議済み

【19. 備考】

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分08520) 倉庫業を営まない倉庫
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 RC 一部 S 造

【5. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物 (イ-1) 準耐火建築物 (イ-2)
準耐火建築物 (ロ-1) 準耐火建築物 (ロ-2)
耐火構造建築物 特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

【6. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 2 階
【ロ. 地階の階数】
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【7. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 10.58 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 8.73 m

【8. 建築設備の種類】 給排水、空調機、換気、電気、非常用照明、浄化槽

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ハ. 認証型式部材等の認定番号】

【10. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (2 階)	(759. 15m ²)	()	(759. 15m ²)
(1 階)	(876. 36m ²)	()	(876. 36m ²)
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
【ロ. 合計】	(1, 635. 51)	()	(1, 635. 51m ²)
【11. 屋根】	ステンレス鋼板		
【12. 外壁】	防水型複層塗材RE、ステンレス鋼板		
【13. 軒裏】	ステンレス鋼板		
【14. 居室の床の高さ】			
【15. 便所の種類】	水洗		
【16. その他必要な事項】			
【17. 備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3.6m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08520)	(倉庫業を営まない倉庫)	(876.36㎡)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 2

【2. 階】 2

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 4.0m

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2.7m、3.7m

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08470)	(事務所)	(759.15㎡)
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】 1,635.51㎡

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 10.58m

【ロ. 最高の軒の高さ】 8.73m

【ハ. 階数】 地上 (2) 地下 ()

【ニ. 構造】 RC 造 一部 S 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】 SuperBuild SS7 (Ver. 1.1.11)

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】



一級建築士免許証

本籍地



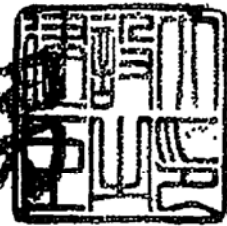
一級

昭和二十五年法律第二百二号
建築士法により一級建築士の
免許を与えたことを証する

昭和 58年 3月22日

建設大臣

内海英



原本確認済

2013年1月15日



修了証

平成 29 年 2 月 7 日

氏 名

生 年 月 日

登 録 番 号

この者は、建築士法第 22 条の 2 の講習の
課程を修了した者であることを証します。

講習の種類 一級建築士定期講習

修了証の番号

ビューローベリタスジャパン株式会社

※次回の受講期限は平成 32 年 3 月

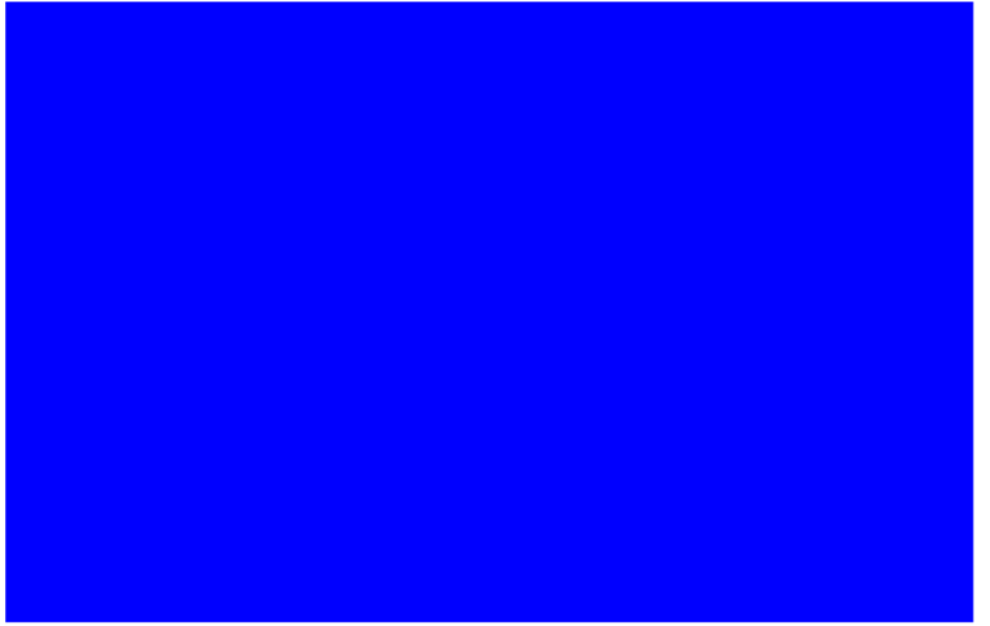


BUREAU
VERITAS

原本確認済

2017年 2 月 8 日

前田



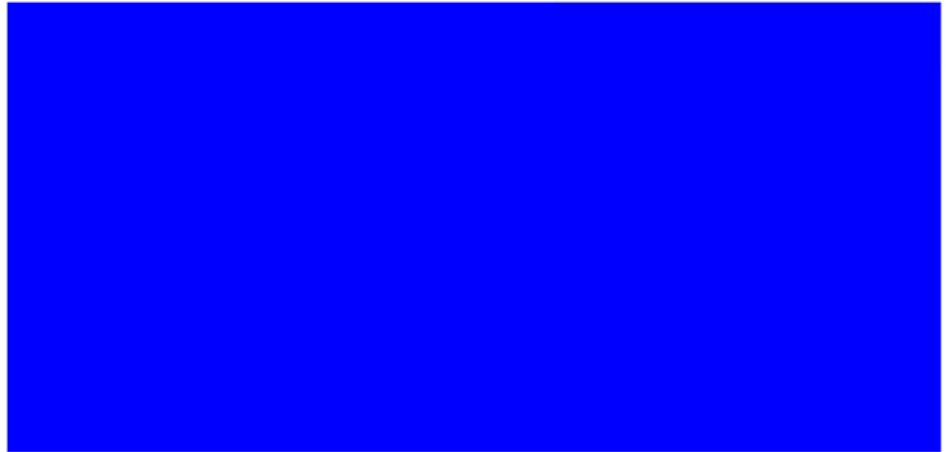
原本確認済

2015年3月4日 (前田)

建築士定期講習 修了証

平成30年1月12日

氏名
生年月日
登録番号



この者は、建築士法第22条の2の講習を修了した者であることを証します。

講習の種類 一級建築士定期講習

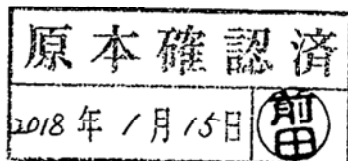
修了年月日 平成
修了証の番号 第
次回修了期限 平成



登録講習機関（第三号）

NPO法人建築家教育推進機構

理事長 和田 章



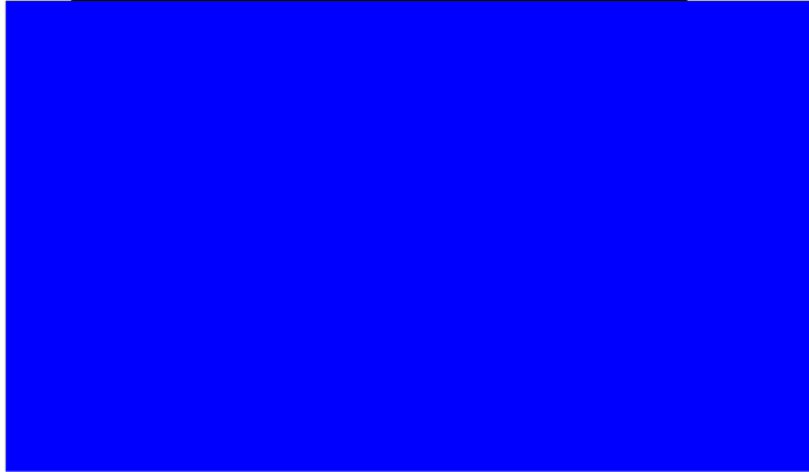
登録講習機関（第二号）

株式会社 日建学院

代表取締役 西生 一



一級建築士免許証明書

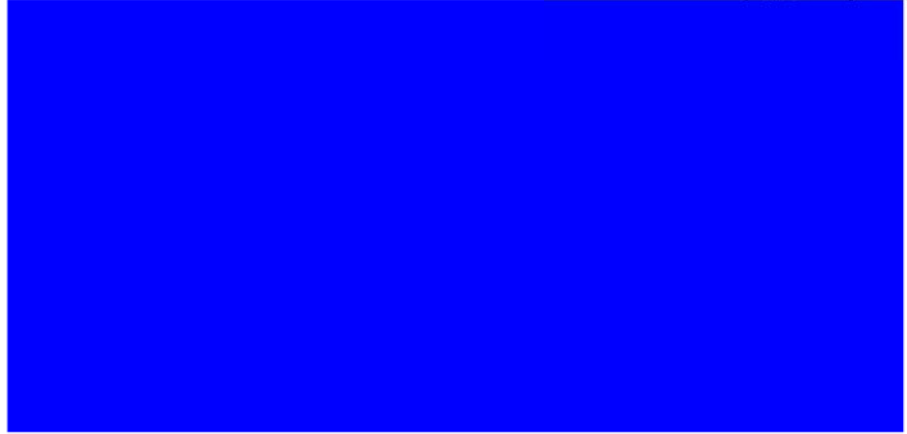


原本確認済	
2013年1月15日	

建築士定期講習 修了証

平成29年11月10日

氏名
生年月日
登録番号



この者は、建築士法第22条の2の講習を修了した者であることを証します。

講習の種類 一級建築士定期講習

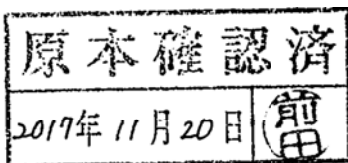
修了年月日 平
修了証の番号 第
次回修了期限 平



登録講習機関（第三号）

NPO法人建築家教育推進機

理事長 和田 章



登録講習機関（第二号）


株式会社 日建学院

代表取締役 西生 一



構造設計一級建築士証



原本確認済	
2013年 1月15日	

建築設備士登録証



登録番号



登録年月日



国土交通大臣が指定する建築設備士(建築士法(昭和25年法律202号)第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格)の登録(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35)を受けたことを証する

平成 26年 5 月 30 日

国土交通大臣指定 建築設備士登録機関
一般社団法人 建築設備技術者協会

会長  

委任状

平成 31 年 3 月 6 日

住所



氏名



私は上記の者を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法の規定に基づく手続き（引受承諾書の受領を含む。）に関する一切の権限を委任します。

記

1 申請の区分

計画通知手続

中間検査申請手続

完了検査申請手続

その他（ ）

2 申請する建築物等

建築物

工作物

建築設備（昇降機）

3 建築場所、設置場所又は築造場所

鹿児島市七ツ島 2 丁目 1-11、1-19、1-21、1-24

建築主、設置者又は築造主

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号

氏名 国土交通省九州地方整備局長 伊勢田 敏

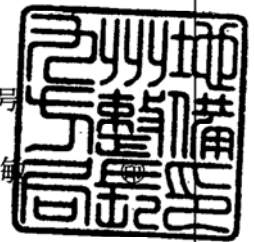


民事に関する誓約書

年 月 日

鹿児島市長殿

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
建築主
氏名 国土交通省九州地方整備局長 伊勢田 敏



鹿児島市七ツ島2丁目 1-11、1-19、1-21、1-24の敷地における、

建築物と隣地との距離、工事中の騒音及び振動など民事上の問題については、

当事者間で解決することを誓約いたします。

工場・危険物調書

工場 関係 事項	業 種		作 業 場 床 面 積					
			申 請 部 分	申請以外の部分	合 計			
			m ²	m ²	m ²			
	原 料 名	1日の処理量	製 品 名		1日の生産量			
	機 械 の 種 類		機 械 台 数		原動機の出力 KW			
			新(増)設	既 設	計	新(増)設	既 設	計
	合 計							
	作 業 方 法							
	危 険 物 関 係 事 項		種 類	用 途	最大貯蔵量	最大処理量		
申 請 部 分		消防法第2条7項に規定する危険物	船舶の整備	2200ℓ若しくは4200ℓ				
申請以外の部分								
合 計			2200ℓ (4200ℓ)					
<p>参考事項</p> <p>1. 保管用品庫・防災資機材庫：第四種第三石油類 [油防除資材など(非水溶性 2000ℓ以下、若しくは水溶性 4000ℓ以下)]</p> <p>2. 危険物倉庫：第四種第一石油類：塗料類(シンナー類含む) [200ℓ以下]</p>								

- (注意) (1) 「業種」欄には工場業態がわかるように記入してください。(例、合成樹脂成型加工工場)
- (2) 「原料名」欄には工場に搬入される原料の品名を記入してください。
- (3) 「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。(外注部分はその旨明記のこと。)
- (4) 「参考事項」欄には工場については、竣工年月日、過去の確認等及び工員数を、危険物については建築基準法施行令第116条第3項の比率などを記入してください。